

基礎教育保障学会倫理規定

基礎教育保障学会は、「人が人として生きていくための基礎的な教育をすべての人へ」という目標を掲げて設立しました。換言すれば、多様な背景を持った子どもが義務教育をきちんと受けることができるような社会を基本としつつ、就学前教育、職業教育、成人識字教育なども含めた幅広い教育を受けることができる社会の実現を追求しています。そのために、基礎教育に関する実践・展開と、その教育に関わる政策・施策等を後押しするような研究の蓄積を重ねて、実践現場で生じるさまざまな教育の課題を学問対象として取り上げ、その研究を促進して社会に貢献することを旨としています。

したがって、本学会の会員（以下、会員）は、この期待に応えて、広く社会情勢の変化に目を向け、自らの行為に責任をもって、専門的能力や実践能力を研鑽する必要があります。また、基礎教育保障学会には、基本的人権を尊重し、学会としての社会的責任を履行して、会員による研究の妥当性と公正性を高めることが求められています。これらの期待に応え、学会活動を適切に実施するにあたって、以下の倫理規定を制定します。

本規定は、会員が学会活動をする際に必ず心がける必要がある倫理規定です。会員は、自覚と責任をもって基礎教育の研究・教育・実践活動において、その対象者の健全な発達援助と教育研究の発展に寄与することが求められます。

本学会は、上記の主旨に基づき、以下を定めることとします。

1. 基本的人権の尊重

会員は、すべての人間の基本的人権と尊厳を尊重し、研究の対象者、及び活動に関わるすべての組織・集団と個人の権利を侵害しないよう努力しなければならない。

2. 研究の実施にともなう責任

会員は、研究の実施にあたって、基礎教育の発展に寄与しようとする積極的な意思をもたなければならない。研究の対象に対して常に敬意を払い、事実の公平・公正な解釈と事実に基づく証明に努めなければならない。また、研究成果に責任をもたなければならない。公的研究費（研究機関や学会から支給される研究費や科学研究費助成事業による研究費など）の使用に関しても、適切に管理し不正防止に努めなければならない。

3. 成果の公表にともなう責任

会員は、研究成果の公表に際しては、以下の点に留意し、所属する研究機関等の倫理規定を遵守しながら、研究者としての社会的責任を自覚して行わなければならない。

(1) 個人情報保護

研究対象者等のプライバシー、及び社会的規範を侵す行為をしてはならない。

(2) 特定不正行為（盗用・捏造・改ざん）の禁止

けんきゆうせいか ひようせつ とうよう かい ねつぞう ちよさくけん しんがい こうい
研究成果の剽窃・盗用、データの改ざん・捏造、著作権の侵害をするような行為をしてはな
らない。

(3) に じゅうとうこう きんし
既に他の刊行物で掲載されたり投稿中と同じ内容の論文を投稿することは、二重投稿として
ふせいこうい に じゅうとうこう
不正行為になるため、二重投稿をしてはならない。

(4) きょうどうけんきゆうしゃ はいりよ
共同研究者へは、共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮し
なければならない。

4. じょうほうていきょうしゃ けんきゆうたいしやうしゃ せつめいせきにん じんけんそんちやう 情報提供者・研究対象者への説明責任・人権尊重

かいいん じょうほうていきょうしゃ けんきゆうたいしやうしゃ けんきゆう もくてき ほうほう およ せいか こうひやう
会員は、情報提供者・研究対象者について、研究の目的・方法、及びその成果の公表に
かん せつめいせきにん お じょうほうていきょうしゃ けんきゆうたいしやうしゃ じんけん そんちやう こじんじょうほう
関して説明責任を負うとともに、情報提供者・研究対象者の人権を尊重し、個人情報など
ひみつ ほ じ はいりよ めいよ きず およ しんたいてきくつう しんりてきくつう あた
の秘密保持に配慮して、名誉を傷つけること、及び身体的苦痛や心理的苦痛を与えることがあつ
てはならない。

5. ひみつ ほ じ じょうほうかんり 秘密保持・情報管理

かいいん けんきゆう きやういくとう かつどう え じょうほう げんじゆう てきせい かんり しゃ
会員は、研究・教育等の活動にもなって得られた情報を厳重かつ適正に管理し、社
かいでききはん はんい じょうほうとう もくてきがい しやう
会的規範の範囲をこえて、こうした情報等を目的以外に使用してはならない。あわせて、プラ
イバシーに関わる情報については、関連する法規範を遵守しなければならない。

6. りんりいいんかい せつち 倫理委員会の設置

いじやう きてい はん こうい うたが こうい ばあい りんりいいんかい せつち
以上の規定に反する行為、またはその疑いのある行為があった場合は、倫理委員会を設置す
る。委員長は、本学会の会長もしくは副会長とし、委員長が数名の委員を指名し、組織する。
ほんいいんかい ちやうさけつか ひつやう たいおつ おこな
本委員会は、調査結果をもとに必要な対応を行う。

ねん がついつちちせいてい
2019年9月1日制定

ねん がつ にちかいてい
2024年8月31日改定